

議案第 4 号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年 2月17日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表に次のように加える。

学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。
----------	-------------------

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市立学校の施設整備の資金に充てるための基金を設置するため、この条例を制定するものである。